

仕様書

1 委託業務名

デジタル広告の配信による「美し国みえ」プロモーション業務委託

2 業務の目的

三重県では、令和6年度に策定した「三重県プロモーション推進方針」において、「美し国みえ（うましくにみえ）」を掲げた統一感のある全庁的なプロモーションを行うことにより、三重県全体の認知度を向上させることとしている。

その際には、三重県全体の魅力やアイデンティティを端的に伝えるようなプロモーションを行い、今後、「三重県といえば美し国みえ」というイメージをもってもらえるよう、中長期的な視点で「三重県」という地域そのものの魅力や価値を広く浸透させ、「三重県」全体の認知度を高める効果的なプロモーションに取り組むこととしている。

そこで、令和6年度に作成した「美し国みえ」プロモーションサイト（URL：<https://www.umashikunimie.pref.mie.lg.jp/>）（以下LPという。）と連携させ、SNS・ウェブサイト等を活用したデジタル広告配信を実施し、更なる三重県全体の認知度向上につなげる。

3 業務の内容

SNS・ウェブサイト上での広告配信により三重県の認知度向上を図るプロモーションを実施する。

なお、実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- （1）広告配信からの遷移先はLPとする。LPに誘導するうえで最も効果的と考えられる媒体・手法、内容及びデザインとすること。なお、YouTube 広告を実施する際には下記の動画のいずれかを使用すること。

- ・「美し国で過ごす三重」～M I E Beautiful time ～ ダイジェスト版

<https://www.youtube.com/watch?v=BXTqGfbFCGM>

- ・「美し国で過ごす三重」～M I E Beautiful time ～ アクセス&概要編

<https://www.youtube.com/watch?v=p6fS96EIjaM>

- （2）広告配信のターゲットは首都圏在住の20代～50代でスマートフォンを使用してSNSやウェブサイトを閲覧する者とする。ただし、詳細なターゲットは、広告の手法や内容をふまえ、県と協議のうえ決定することとする。
また、より効果的な広告配信を実施するため、配信期間中であっても広告の効果を確認し、柔軟な対応を行うこと。

なお、昨年度の広告配信の結果については、契約締結後に県から提供する。

- (3) 広告配信にあたり掲出する画像やアニメーション、動画等（以下、「クリエイティブ」という。）の作成にあたっては次の項目に留意すること。
 - ①広告を配信するデバイス（iPhone、Android 等）に応じてクリエイティブの掲出が最適化されるようにすること。
 - ②クリエイティブの内容については、契約締結後に受託者にて作成し、県と協議のうえ決定する。
 - ③クリエイティブの作成にあたって必要な写真やイラスト、動画等の素材について、著作権の帰属等の必要な権利手続きを含めた調達業務の一切は受託者が行うこととする。
 - ④クリエイティブの内容は広告配信の目的に照らし合わせたうえで、ターゲットのニーズに適合したものをデザインとすること。
 - ⑤広告配信の始期と終期については県と協議のうえ決定することとするが、県が令和 8 年 2 月下旬頃に首都圏において開催するイベントと連動させ、効果的に実施するため、配信期間に令和 8 年 2 月を必ず含めること。
- (4) 「ビューアビリティ」、「アドフラウド」、「ブランドセーフティ」等について、広告価値を毀損させることがないよう確実に対策を実施し、広告配信前にその内容を県に報告すること。
- (5) 広告経由の LP へのセッション数の下限については 5 万回を目安として設定すること。
- (6) 媒体ごとの KPI を設定し、業務の成果や課題等についての効果検証を行うこと。なお、効果検証にあたっては、LP に導入している GTM 及び GA4 を活用したアクセス分析を行うこと。必要な Google アカountの情報は契約締結後に県から提供する。

4 履行期限

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）

5 履行（納入）場所

三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課

6 実施体制の整備

本業務の実施にあたり、契約後すみやかに次の書類を提出すること（任意様式）

- (1) 実施計画書（業務行程やスケジュールなど）
- (2) 業務実施体制及び各担当者（主任者、担当者など）の届出
- (3) その他必要とする書類

7 成果物

次に掲げる成果物を「4 履行期限」に記載の日までに三重県に提出すること。

(1) 広告配信の実施結果及び分析結果

書類 1 部、電子データ 1 部

(2) 次年度以降県で実施するプロモーションにあたっての助言及び提案等

書類 1 部、電子データ 1 部

(3) 委託業務実績報告書

書類 1 部、電子データ 1 部

(4) その他県が指示するもの

8 その他

(1) 受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 受託者が 8 (1) の (イ) 又は (ウ) の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係からの暴力団等排除条例第 7 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(3) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。

(4) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

(5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (6) 仕様書に記載がない事項については、三重県との協議により決定する。
- (7) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (8) 打ち合わせ協議後は速やかに協議記録を作成し、三重県に報告すること。